

事業用資産使用許可書（行政財産用）

大水〇〇第 号  
令和 年 月 日

使用者 住所  
氏名 様

大阪市水道局長  
坂本 篤 則  
(主管担当課等名)

令和 年 月 日付けをもって申請のあった当局管理の事業用資産を使用することについては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、事業用資産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

(使用物件)

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

所 在 [住居表示を記載]  
名 称 [当局資産名称]  
面 積 [又は数量] m<sup>2</sup>  
使用部分 [階層などの位置を記載のうえ] 詳細別図のとおり

(用 途)

第 2 条 使用者は、前記の物件を清涼飲料水自動販売機の設置の用に供するものとし、自動販売機による商品販売について自らの責任と負担により、次の各号を遵守し、商品の搬入その他で当局の業務に支障を与えないようにしなければならない。

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- (2) 自動販売機に併設して、原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること。

(使用期間)

第 3 条 使用期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

- 2 使用者は、前項に掲げる使用期間満了から 1 年以内の期間で更新することができる。ただし、更新後の使用期間満了日は、令和 12 年 3 月 31 日を超えることはできない。
- 3 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けない場合には、期間満了日の 3 か月前までに、

書面にて更新しない旨の意思表示を行うこと。

- 4 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前30日までに、書面にて申請しなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、総額〔又は年額〕 円〔消費税等がある場合は（消費税及び地方消費税相当額、金 円を含む。）〕とし、別途発行する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。

- 2 既納の使用料は、第10条第1項第1号の場合を除き、還付しない。

(保証金)

第5条 保証金は免除する。

(延滞金)

第6条 納期限までに使用料を納入しない場合において、督促状の指定期限までに納入しないときは、大阪市水道局資産規程第20条に基づき計算した延滞金を納入しなければならない。

(経費の負担)

第7条 使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を当局の指定する期日までに納入しなければならない。

(使用上の制限)

第8条 使用物件は、善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 使用者は、使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。
- 3 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他原形を変更しようとする行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

(第三者の使用の禁止)

第9条 使用者は、使用物件を他のものに使用させ、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取り消し又は変更)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることがある。

- (1) 当局において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合
  - (2) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき
  - (3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す。
    - (1) 使用者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
    - (2) 大阪市暴力団排除条例第2条1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき
  - 3 前2項の場合において、使用者は当該取り消し又は変更によって生じた損失を当局に請求することができない。

(原状回復)

第11条 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、局長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければ

ばならない。ただし、局長が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、局長がこれを行って、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は異議を申立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責任に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため当局に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求することができない。

(実地調査等)

第14条 局長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本許可の各条項に関し疑義があるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、すべて局長の決定するところによる。

(不服申立ての教示)

- 1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は水道局長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。